

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年8月7日

千葉県水道局長 重 田 雅 行

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業
- (2) 事業場所 印旛郡本埜村竜腹寺向原296番地（千葉県水道局北総浄水場内）
- (3) 事業概要

入札参加者は、開札の結果、落札者となった場合は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、PFI手法（BTO方式）により次の業務を行う。

ア 設計及び更新等業務

イ 排水処理施設の維持管理・運營業務（ウ及びエの業務を除く。）

ウ 脱水ケーキの再生利用業務

エ 上澄水の返送業務

- (4) 事業期間 本契約締結日から平成43年3月31日まで

- (5) 入札方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等（入札書及び提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）をいう。以下同じ。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 予定価格 7,596,900,000円（消費税及び地方消費税を含み、物価変動率を含まない。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 基本的要件

ア 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

なお、応募グループにあつては、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

イ 入札参加者は、参加表明書及び一般競争入札参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、応募企業又は構成員（事業開始後にSPCから業

務を受託し、又は請負うことを予定している者で、SPCに出資する者をいう。以下同じ。)及び協力企業(応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、SPCから本件事業の業務を直接又は間接に受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。)の名称及び携わる業務等を明らかにすること。

なお、応募企業、構成員又は協力企業のうちのいずれかが、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募企業、構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

ウ 参加表明書等を提出した後は、応募企業、代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めないものとする。

エ 応募企業、構成員又は協力企業は、他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない。ただし、脱水ケーキの再生利用業務については、この限りでない。

(2) 参加資格要件

ア 応募企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) この公告の日から落札者決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(ウ) この公告の日から落札者の決定の日までの間に千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年4月5日制定)に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

(カ) 参加表明書等の提出期限日から過去1年間に係る法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(キ) 本件事業のアドバイザー業務に関与したみずほ総合研究所株式会社、西村あさひ法律事務所若しくは日本上下水道設計株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある次の各号に掲げる者でないこと。

a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者

b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者

- c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (ク) 千葉県水道局北総浄水場排水処理施設 P F I 事業者選定委員会の委員、委員が属する企業又はその関連会社でないこと。
- イ 応募企業の参加資格要件
応募企業は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）及び物品等入札参加業者適格者名簿（委託）（以下「適格者名簿」という。）に登載されていること。
- ウ 代表企業の参加資格要件
代表企業は、適格者名簿に登載されていること。
- エ 各業務を行う者の参加資格要件
 - (ア) 設計及び更新等業務を行う者
設計及び更新等業務を行う者は、次の要件を満たしていること。
 - a 共通要件
 - (a) 資格者名簿に登載されていること。
 - (b) 財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関が行う I S O 9 0 0 1 の認証を取得していること。
ただし、設計又は工事監理を担当する者は除くものとする。
 - b 設計を担当する者
 - (a) 技術士（設計内容に対応した部門又は上下水道部門で登録を受けている者に限る。）が 1 名以上在籍していること。
 - (b) 建築工事を伴う場合であって、設計内容が建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に規定する建築等に関する申請及び確認を要するときは、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - c 工事監理を担当する者
 - (a) 技術士（電気工事、機械工事、土木工事若しくは建築工事のうちいずれか（以下「各種工事」という。）に対応した部門又は上下水道部門で登録を受けている者に限る。）が 1 名以上在籍していること。
 - (b) 各種工事を担当する者でないこと。
 - (c) 各種工事を担当する者と会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社又は同条第 3 号に規定する子会社の関係にないこと。
 - (d) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 1 8 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者又は一級工事施工管理技士（いずれも各種工事に関連するものに限る。）を、工事監理業務全体を取りまとめる責任者として、各種工事の期間を通じて専任で 1 名配置できること。
 - (e) 建築工事を伴う場合であって、設計内容が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築等に関する申請及び確認を要するときは、建築士法第 2 3 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

d 電気工事を担当する者

- (a) 建設業法第3条の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査における電気工事の総合評定値（審査基準日が平成20年4月1日以降のものに限る。）が1,200点以上であること。
- (c) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、電気工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できること。
- (d) 過去10年間に、この工事と同種の工事（上下水道又は工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場に用いる高圧電気設備を製作し、据付調整する工事）を元請として施工した実績があること。

e 機械工事を担当する者

- (a) 建設業法第3条の規定により、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査における機械器具設置工事の総合評定値（審査基準日が平成20年4月1日以降のものに限る。）が1,000点以上であること。
- (c) 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を配置できること。
- (d) 過去10年間に、この工事と同種の工事（上下水道又は工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場に用いる機械設備の設置又は更新工事）を元請として施工した実績があること。

f 土木工事を担当する者

- (a) 建設業法第3条の規定により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 資格者名簿における土木一式の格付がA等級であること。
- (c) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有し、監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できること。
- (d) 過去10年間に、この工事と同種の工事（国若しくは地方公共団体又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項第2号の規定により法人等の発注するコンクリート構造物の築造工事及び口径350mm以上の配管の布設工事）を元請として施工した実績があること。

g 建築工事を担当する者

- (a) 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 資格者名簿における建築一式の格付がA等級であること。
- (c) 建築一式工事においては、建築一式工事に係る監理技術者資格者証の交付

を受けた者であって、(d)に掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できること。

(d) 過去10年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の改修又は新築若しくは増築に係る建築一式工事を、元請として施工した実績を有すること。

(イ) 排水処理施設の維持管理・運營業務((ウ)の業務を除く。)を行う者
排水処理施設の維持管理・運營業務のうち運転管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

b 過去10年間に、この業務と同種の業務(上下水道又は工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の運転管理業務)を受託した実績があること。

c bに掲げる業務において1年以上従事した経験を有する者を、常勤者に換算して1名以上配置できること。

(ウ) 脱水ケーキの再生利用業務を行う者

a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

b 脱水ケーキの搬出を担当する者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集及び運搬業の許可を受けている者であること。

c 脱水ケーキの再生利用を担当する者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分業の許可を受けている者であり、浄水場から発生する汚泥を再生利用できる施設を有している者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県水道局管理部財務課経営管理室 電話043(211)8589

(2) 入札説明書等の交付方法等

入札説明書等は、平成21年8月7日(金)から9月16日(水)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室において閲覧に供する。

なお、原則として入札説明書等の配布はしないので、必要に応じて千葉県水道局ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>)からダウンロードすること。

また、閲覧に供する資料は、千葉県水道局ホームページに登載するものと同一である。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成21年8月24日(月) 午前10時から
イ 場所 〒270-2327 印旛郡本埜村竜腹寺向原296番地 千葉県水道局
北総浄水場2階会議室

(4) 参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

ア 受付期間 平成21年9月14日(月) から16日(水) までの午前10時から
午後5時まで

イ 提出先 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(5) 持参による場合の入札書等の受付期間及び提出先

ア 受付期間 平成21年11月5日(木) 午前10時から午後2時まで

イ 提出先 上記(1)に同じ。

(6) 郵便又は信書便による場合の入札書等の受付期限、あて先及び提出方法

ア 受付期限 平成21年11月4日(水) 午後5時(必着)

イ あて先 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 「北総浄水場排水処理施設設備更新等事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便の場合は書留により、信書便の場合は書留に相当する方法により送付すること。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年11月5日(木) 午後3時

イ 場所 〒262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県水道局入札室

4 落札者の決定方法 この公告に示した事業契約を履行できると千葉県水道局長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行ったもののうち、総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

5 落札者の決定基準

(1) 審査項目及び配点

区分	審査項目	配点	
入札書	入札価格に関する事項	40点	
技術提案書	安定的な事業運営に関する事項	45点	60点
	環境への配慮に関する事項	15点	

(2) 審査項目の評価方法

ア 入札書の評価(価格評価点)は、配点を最低入札価格で乗じ、当該入札書の価格で除した点数とする(小数第4位を四捨五入)。

イ 技術提案書の評価(技術評価点)は、詳細審査項目ごとに各配点内において評価する。なお、詳細審査項目は、入札説明書等による。

ウ 評価値は、価格評価点と技術評価点とを合計した点数とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセントに相当する金額以上の契約保証金を本契約の締結時に納付する。ただし、事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金に代わる担保となる有価証券等又は千葉県水道局長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証を差し入れることができる。また、千葉県水道局長は、事業者が千葉県水道局長が確実と認める内容の履行保証保険を付保することをもって、契約保証金の納付を免除することができる。

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、技術提案書及び封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。入札者は、千葉県水道局長から当該技術提案書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書類、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書類、その他入札に関する条件に違反した入札書類は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 入札日から落札決定の日までの間に、県の指名停止措置を受けた場合は、当該入札参加者は失格とする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書等による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masayuki Shigetani, Commissioner of Chiba Prefectural Waterworks Bureau
- (2) Subject matter of the contract: PFI based design, construction, operation and maintenance of the sludge treatment facility in Hokusou Water Purification Plant (BTO scheme)
- (3) Contract Period: From the date of contract to 31 March, 2031
- (4) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 16 September, 2009
- (5) Time limit for the submission of tenders: 2:00 P.M., 5 November, 2009 (tenders submitted by mail by 5:00 P.M., 4 November, 2009)
- (6) Contact point for the notice: Finance Division, Administration Department, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589